## 施策項目 19

## 地域と学校の連携・協働の推進

## 施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実 させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取組を推進します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向けて地域と 学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした 地域づくり」を通し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。
- 人口減少など社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応しつつ、地域と連携・協働した魅力ある高校づくりを推進し、地域に愛着と誇りを持ってふるさとの発展に貢献していく人材を育みます。

## 主な取組

- 学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童生徒の育成
  - ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える 体制づくりの促進
  - ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
  - ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
  - ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
  - ・ 地域課題探究型の学習活動\*の推進

## ○ 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進

- ・ 地域学校協働活動推進員等\*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
- ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充

## ○ 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築

- ・ コミュニティ・スクール\*と地域学校協働本部\*の一体的推進の支援
- ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
- ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援

## ○ 多様な学習ニーズに対応した高校づくりの推進

- ・ 地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した特色ある教育の充実
- ・ 社会の変化や生徒の学習ニーズへの対応、地域の実情等を考慮した多様なタイプの高校づくりの推進
- ・ 小規模校化した学校の生徒の興味・関心や進路希望等に対応するための遠隔授業を活用した教育課 程の充実

## 関連する主な SDGs の目標









## 地域と学校の連携・協働の推進イメージ

を共有

地域学校協働活動推進員等 (地域コーディネーター)

地域と学校(学校運営協議会)

をつなぐ役割を担う

子どもを中心に学校づくり・地域づくりを考えることで、地域を一つに

## 学校 (コミュニティ・スクール)

学校運営協議会(地域とともにある学校づくり)

・学校運営の改善・充実に向けて、学校に対する地域 の期待やニーズ、地域の教育資源などの情報につい て協議



#### (協議題例)

- ・交通量の多い道路が通学路になっている。・地域のことを子どもたちに学んでほしい。
- ・家庭学習習慣を定着させたい。 など

# 地域 目標やビジョン

地域学校協働本部(学校を核とした地域づくり)

・幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子ど もたちの学びや成長を支え、学校と地域が連携・ 協働して行う様々な活動を実施

#### (活動例

- ・登下校の見守り活動の支援
- ・ふるさと学習の支援・放課終子供教室への参画
  - 放課後子供教室への参画 など



地域住民、PTA、社会教育団体、企業・NPO等



- ・学校・地域の教育活動に関するオンライン上の資料の充実
- ・オンラインでも参加できる研修会の実施促進
- ・遠隔授業による長期休業期間中の進学講習の実施

## 【推進指標】

指標	現状値(R4)	目標値(R9)
学校運営協議会を設置している学校(コミュニティ・ス	74.0%	93.0%
クール)の割合	74.070	33.070
地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会に参画し	30.6%	56.0%
ている学校の割合		
地域学校協働活動推進員等を対象とした研修の参加者	73 人	与左连 160 人以 L
数	13 人	毎年度 160 人以上
遠隔授業で実施した教科・科目について学びに対する興	79.7%	90.0%
味・関心を高めることができたと感じた生徒の割合	19.1%	90.0%

## 担当課 HP

# 社会教育課







#### ●地域課題探究型の学習活動

地域の住民と生徒が地域の課題に向き合い、多様な経験や技術をもつ地域の人材・企業等の協力を得ながら、課題解決に向けて協働する学習活動。

#### ●地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、地域住民等と学校との間の情報共有や活動のコーディネート等を行う社会教育法に定められた「地域学校協 働活動推進員」と道立高校の推進校や市町村立の学校において、所在する地域で同様の活動に取り組む「地域コーディネーター」を指す。

## ●コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、 一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べることができる制度。

## ●地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、①コーディネート機能、②より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動の実施、③地域学校活動の継続的・安定的実施、の3つの要素を必須とすることが重要とされている。